

通院中の患者様へ

生活習慣病管理料Ⅱへの移行に関して

令和6年6月1日から診療報酬改定が実施されます。

今回の改定では、これまで算定してきた【特定疾患療養管理料】を、診察・検査結果で個人に応じた療養計画に基づき、より専門的・総合的な治療管理を行う【生活習慣病管理料(Ⅱ)】へ移行するよう、厚労省から指示がありました。

当院では【糖尿病】【高血圧症】【脂質異常症】が特定疾患療養管理料の対象から除外されたことに伴いこの3疾患のいずれかが主病で通院中の患者様には、生活習慣病管理料Ⅱを算定し、医師が作成した療養計画書を基に、個人に応じた目標設定、服薬指導等、採血結果の総合的な治療管理を専門職が実施致します。

定期受診時に、療養計画書について説明を受けた後、サイン(初回のみ)を頂きます。

また、窓口負担についても、これまでの診察内容と同じであっても金額に変更が生じますので、皆様のご理解とご協力を頂きますようお願い申し上げます。

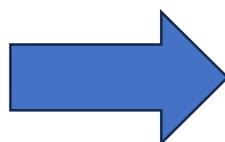
★対象となる患者様:【糖尿病】【高血圧症】【脂質異常症】が主病で通院中の患者様

※在宅自己注射指導管理料を算定している方を除く

★開始時期:令和6年6月1日から

★窓口負担の一例:下記の通り(年齢、保険の種類、その他の加算によって異なります)

2024年5月31日まで	
再診料	73点
外来管理加算	52点
特定疾患療養管理料	147点
処方箋料	68点
特定疾患処方管理加算2	66点
合計	406点



2024年6月1日から	
再診料	75点
なし	
生活習慣病管理料Ⅱ	333点
処方箋料	60点
なし	
合計	468点